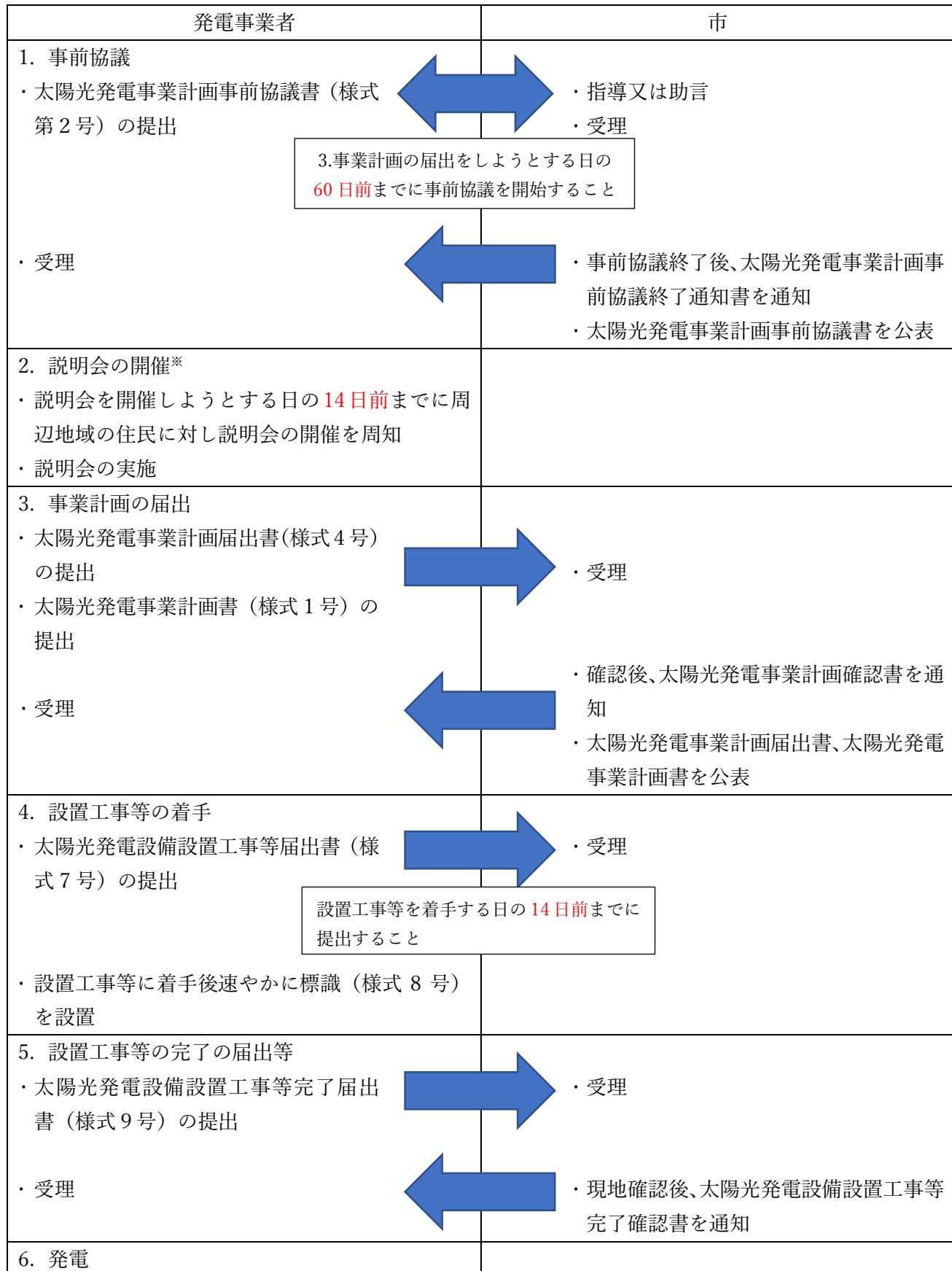


太陽光発電設備設置の流れ



※ 説明会の開催については、原則事前協議終了後に実施すること。ただし、協議中の内容が文言修正や資料への文言追加等、計画内容に大幅な変更がないと想定される場合は事前協議中に実施も可。

変更手続きの流れ

事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければなりません。（設置工事の際に変更が生じた場合も同様です。）計画の変更手続きは、変更する内容により異なります。

1. ①事業区域の拡大、②太陽光発電設備の出力の増加、③地域環境に影響を及ぼすと市長が認める事業計画の変更※に該当する事業計画の変更

太陽光発電設備設置の流れと同様となります。

なお、太陽光発電設備設置の流れに記載の太陽光発電事業計画届出書（様式4号）は太陽光発電事業計画変更届出書（様式第6号）と読み替えてください。

また、太陽光発電事業計画事前協議書（様式第2号）及び太陽光発電事業計画書（様式1号）の様式名に（変更）と追記し、提出してください。

※ 地域環境に影響を及ぼすと市長が認める事業計画の変更とは

- ・事業計画の変更により雨水の流出のおそれのある場合の変更
- ・新たに切土、盛土を行う造成計画等の変更
- ・事業区域内外への土砂等の移動を伴う変更

2. 軽微な変更の場合（①～③以外の変更）

軽微な変更のうち、発電事業者の変更につきましては、あわせて、地位の承継の届出が必要となります。

発電事業者	市
1. 変更等の届出 ・太陽光発電事業計画変更届出書（様式第6号）の提出 (発電事業者の変更の場合) ・太陽光発電事業継承届出書の提出（様式第12号）	・受理 ・太陽光発電事業計画変更届出書、変更後の太陽光発電事業計画書を公表 (発電事業者の変更の場合) ・太陽光発電事業継承届出書を公表
2. 変更工事等を実施する場合 ・太陽光発電設備設置工事等届出書（様式第7号）の提出	・受理 変更工事等を着手する日の14日前までに提出すること
3. 変更工事等の完了の届出等 ・太陽光発電設備設置工事等完了届出書（様式第9号）の提出 ・受理	・受理 ・現地確認後、太陽光発電設備設置工事等完了確認書を通知

- 1 工事等を伴う軽微な変更を実施する際は、必要に応じて周辺地域の住民等に周知をしてください。
- 2 発電事業者の変更（発電事業者の地位を承継する場合）は、変更後の発電事業者（継承する事業者）が変更手続きを行ってください。
- 3 発電事業の地位を承継した際は、周辺地域の住民への周知を実施してください。